

議員発案第 3 号

私立高校の保護者負担軽減と専任教員増員など教育条件の向上を図るため、
私学助成の増額、拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「私立高校の保護者負担軽減と専任教員増員など教育条件の向上を図るため、私学助成の増額、拡充を求める意見書」を提出するものとする。

令和 8 年 9 月 28 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 小 林 誠

賛 成 者 三条市議会議員 燕 幸 男

同 三条市議会議員 岡 本 康 佑

同 三条市議会議員 森 山 昭

私立高校の保護者負担軽減と専任教員増員など教育条件の向上 を図るため、私学助成の増額、拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

令和8年4月から国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、これまであった所得制限が撤廃された。私立高校生に対しては上限45万7,200円が支給され、新潟県においては授業料の無償化が実現した。

しかし、授業料が無償となっても、それ以外の学費である入学金や施設設備費等の保護者負担は残されたままとなっている。そのため、現状における公立高校との学費の格差は、年収270万円未満の世帯では34から54倍、年収270万円以上の世帯では44倍と依然として大きい。

高校への進学が当たり前となっている今日、公立でも私立でも学費の心配なく学ぶことができるよう、国と県とが連携して私立高校の学費の無償化を目指すことが求められる。

一方、私立高校の教育条件の維持、向上を図る上で、経常費助成予算の増額が求められる。教員の長時間勤務が社会問題となり、学校教育現場では教員の成り手不足や教員未配置問題も深刻な状況になっている。とりわけ新潟県内の私立高校においては、公立高校と比較して専任教員が不足している状況である。全教員に占める専任教員の割合を比較すると、公立高校は約73%であるのに対し、私立高校は約61%にとどまっている。

私立高校は、それぞれが独自に特色ある教育を推進している。その学校独自の教育の伝統を継承していくためには専任教員の存在が不可欠であり、また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員の増員は欠かせない。専任教員の増員を可能とするため、経常費助成の増額が求められる。

そうした中で新潟県は、それぞれの地域にある私立高校の教育環境の維持、向上を目的に実施されている5市1町の経常費助成が二重の助成であるとの理由から、県の経常費助成を減額している。さらに、令和8年度から3年間連続して募集定員の9割に満たなかった私立高校に対して県の経常費助成を減額するなど、私立高校の教育環境の悪化を招く措置を行っている。教育基本法第8条及び私立学校振興助成法の趣旨に基づき、経常費助成は減額でなく増額することが求められる。

新潟県知事においては、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるよう、また、専任教員を増員し一人一人の生徒に行き届いた教育が行えるよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 学費の公私間格差を是正するため、学費助成制度の拡充を行うこと。
 - (1) 入学時に重い負担となっている入学金に対する助成について、対象の拡大と増額を行うこと。
 - (2) 施設設備費等に対する助成について、対象の拡大と増額を行うこと。
- 2 私立高校において専任教員の増員が可能となるよう、経常費助成を増額すること。
- 3 私立高校の教育環境の悪化につながる経常費助成の減額措置は、速やかに取りやめること。
 - (1) 3年連続して募集定員の9割に満たなかった私立高校の経常費助成を減額する措置は取りやめること。
 - (2) 市町村がそれぞれの地域にある私立高校の教育環境の維持、向上を目的に実施している独自の経常費助成に対して、二重の助成であるとして県の経常費助成を減額する措置は取りやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 野 寄 久 雄

〔提出先〕

新潟県知事